

フロン類が使用されている家電製品の 処分方法にご注意ください

除湿機能付きの空気清浄機・製氷機・ウォーターサーバーなどの機器には冷媒にフロン類が使用されている場合があります。
その場合、「家庭ごみでは出すことができません。」

確認方法

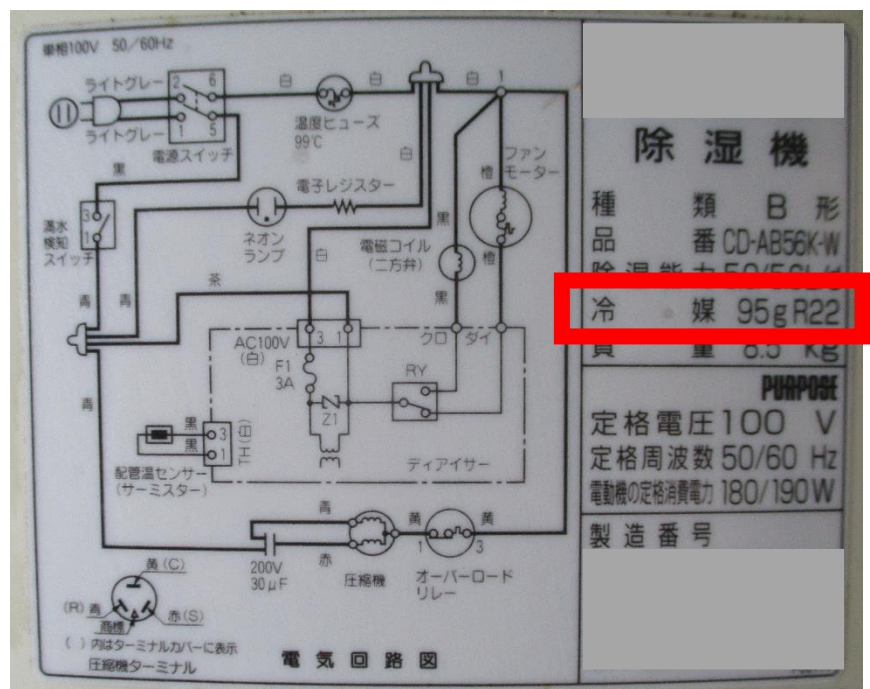
機器の側面・背面に貼付してある機器の名称や型式が記載されているシール、取扱説明書の機器仕様欄などご確認ください。

フロン類が使用されている製品には、次のような記載があります。

例) フロンガス、冷媒ガス、R-12・R-134a・R-22 等 (R で始まるもの)、
HFC-134a 等、HCFC-22 等、CFC-12 等



ここで確認



(注意) 製造年によっては記載がない製品もありますので、判断が難しい場合は製造メーカーや販売店にお問い合わせください。

処理方法

- フロン類が使用されている家電製品は、製造元や販売店に引き取りを依頼してください。
- 町内フロン類充填回収業者に対象製品のフロン類を取り除いてもらい、ポックルくろだおクリーンセンターへ直接持ち込んでください。
その際、フロン類の回収を証明する書類(引取証明書)の写しの提出をお願いします。
- フロン類が使用されていない場合は、通常の「燃えないごみ(小型電化製品及び有害物)」または「粗大ごみ」で出す事が可能です。
排出される前には、ポックルくろだおまでご連絡ください。

問い合わせ先：ポックルくろだお ☎0826-23-1120